第６章　計画の推進方策

１　市民と行政との協働による緑のまちづくりの推進

(1) 市民参加の促進

ア　情報提供の充実

市民の緑のまちづくりに関する意識を醸成し、主体的な取組を促進するため、市広報、ホームページ、出前講座等による情報提供の充実を図ります。

また、パブリックコメント制度など広聴システムの充実を通じて緑化に関する市民の多様なニーズの把握に努めるとともに、都市計画や緑化施策の仕組み、各種制度の周知を図ります。

イ　市民、民間事業者等の参加の促進

市民、民間事業者等の緑のまちづくりへの参加を促進するため、審議会、委員会への委員公募など、市民参加の機会の拡充を図ります。

また、都市公園等の管理においては、官民連携により都市公園の魅力化と有効活用に向けた取組を進めます。

ウ　学習機会の提供

市民自らが、緑地の保全、まちの緑化などに関する課題をとらえ、緑のまちづくりの活動につなげていくことができるよう、学習機会を提供していきます。

(2) 市民等による緑化の促進

ア　市民等の取組の支援

市民、民間事業者等の緑化の取組を支援するため、まちづくり活動団体等に対する情報提供、団体の育成など、支援体制の充実を図ります。

イ　緑化重点地区の活用

市民、民間事業者等と行政との協働により、市街地の緑化を効果的に進めるため、緑化重点地区を積極的に指定し、重点的な取組を進めます。

2　計画の適切な運用

(1) 計画の周知

本計画については、市ホームページによる公開、まちづくり懇談会・出前講座などあらゆる機会を通じて、市民に計画の内容を公開・説明し、計画の周知と情報の共有を図ります。

(2) 計画の運用

ア　上位・関連計画との調整

本計画の実施にあたっては、第６次廿日市市総合計画、都市計画マスタープラン、景観計画等の上位・関連計画との整合性を確保しながら、施策、事業を進めます。

イ　都市計画の運用

本計画に基づいて、都市公園等の整備、緑地の保全に係る地域指定、緑化の推進に係る地区計画等の活用など、都市計画に係る諸制度を活用します。

また、本計画を指針とし、市民、民間事業者等の緑化の取組やまちづくり活動を支援します。

ウ　計画の進行管理と見直し

本計画を着実に推進するため、進行管理を適切に行うとともに、本市を取り巻く社会経済環境の変化、上位計画等の変更等に柔軟に対処し、必要に応じて計画の見直しを行います。

(3) 推進体制の充実

本計画に基づく緑化施策を着実かつ効果的に推進するため、都市緑化担当部局における執行体制の充実を図るとともに、市民活動支援部局、環境部局、産業部局など、関係部局との連携を強化します。

(4) 国・県等との連携・協力

緑化に係る各種制度の有効な活用、都市公園等の事業の円滑な実施等を図るため、情報提供、技術的支援、財政的支援、地域指定等における県との連携、公共施設の緑化等における管理者との連携など、国・県等関係機関との連携・協力を強化します。

また、広域的な視点からの都市公園の整備、緑地の保全等を効果的に推進するため、周辺都市との連携を強化します。